葛城市は今年10月1日、市制10周年を迎えます

広報かつらぎ

2014
7
Vol.118

6月16日、新庄幼稚園では今日がプール開きの日。
水しぶきをあげて、子どもたちの笑顔がはじけます！

毎年７月は「差別をなくす強調月間」です

▶人権政策課

人権啓発ポスター　県出品作品

奈良県では、毎年7月を「差別をなくす強調月間」としてあらゆる差別をなくすための取組が行われています。

人権問題の解決には日常的な、たゆまない、継続した努力が必要であることは言うまでもありませんが、葛城市でも強調月間を定めることによって、すべての人が「生まれてきてよかった」と実感できる社会、また「差別のない明るい葛城市」をつくるため、人権教育運動（市民）・人権啓発（行政）・人権教育（教育委員会）が互いに連携して、人権尊重の「まちづくり」の取組を進めます。

差別をなくす市民集会

とき　7月5日㈯
開会　13時30分
ところ　新庄文化会館
マルベリーホール
講演
【人権トーク&コンサート】
『～互いを活かし、
共に生きる～』
講師
田中ゆか&伊藤ひろし

人権啓発ポスター・標語

「差別をなくす強調月間」の取組の一環として、住民の人権意識の高揚を図るために、啓発ポスターおよび標語を募集しました。その結果、次のとおり多数の応募がありました。

ポスター
市内小学校
　低学年　382点
　中学年　239点
　高学年　305点
市内中学校　1083点

標語
市内小学校　536点
市内中学校　1083点

これらの作品を通して、私たちは子どもたちが学校で学んでいる人権教育の内容を知り、人権を大切にしようとする子どもたちの素直な気持ちを育てましょう。

「市民集会」にぜひ、ご参加ください！

毎月 11 日は人権を確かめあう日です
奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部　葛城市人権問題啓発活動推進本部

てんいち先生

①
②
③
④
人権啓発標語

小学校の部
よく聞いて 心のサイレン 鳴っている
本当に それは遊びか 考えて
思いやり 心を変える その言葉
この世界 マイナス言葉 なくそうよ
仲間だよ 何があっても そばにいる
支え合おう あふれるほどの 優しさで
あいさつは 気持ちよくする "愛" 言葉
この命 家族からの おくりもの

中学校の部
ふみだそう いじめをとめる その一歩
「大丈夫？」心の扉を 開くカギ
それでいい？ 相手の気持ちも 考えて
ためらわず 差し出すその手は 希望の手
差しのべよう 小さな手でも 希望の手
弱虫は いじめをしている あなたです
「どうしたの？」小さな行動 大きな勇気
その言葉 心にささる ナイフです

平成 26 年度　人権教育講座を開催します

▶生涯学習課

人権とは何かを確認し合い、部落問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決を目指し、地域社会における人権意識の高揚を図り、「差別のない明るいまちづくり」をすすめるために教育委員会が実施する講座です。皆さまのご参加をお待ちしています。

講座名	とき	ところ	講師・テーマ	定員	参加費
1 講座	7 月 12 日㈯ 10：00～　2 時間程度	當麻文化会館	インターネットと人権について考える 「奈良ふらっと市民会議」代表　中野博章さん **インターネットと人権** **～今一度、みんなで一緒に考えてみたいこと～**	制限なし	無料
2 講座	9 月 13 日㈯ 10：00～　2 時間程度	當麻文化会館	市町村人権・同和問題「啓発連協」前事務局長 成田進さん **" 人権 "　支え合い・分かち合い・結び合い** **～知と情を紡ぐ社会～**	制限なし	無料
3 講座（★）	11 月 20 日㈭ 12：30（出発） 18：00（帰着予定）	奈良方面（フィールドワーク）	奈良県立同和問題関係史料センター所員 **人権スポットを訪ねて**	25 名	無料
4 講座	平成 27 年 1 月 17 日㈯ 10：00～　2 時間程度	當麻文化会館	奈良県人権教育推進協議会副会長　布施正保さん **人権の基本は「いのち」**	制限なし	無料

★第 3 講座（現地学習）…　マイクロバスで会場まで送迎します。（當麻庁舎集合、解散予定）
募集期間　10 月 1 日㈬～ 17 日㈮
申込方法　生涯学習課窓口または電話で申し込んでください。（定員に達し次第締め切り）

春の叙勲

永年にわたって各分野の進展に尽力し、その功績が認められ、平成 26 年春の叙勲を受章された皆さんです。
　ここにこの功績を讃え、心よりお祝い申し上げますとともに、今後ますますのご活躍を祈念いたします。

藍綬褒章　調停委員功績　元調停委員
椿本孝子さん（長尾）

　元調停委員として、永年にわたり優れた見識と公正な判断による職務の功績に対し、藍綬褒章を受章されました。

瑞宝双光章　警察功労　元大阪府警部
猪木武久さん（八川）

　元大阪府警部として、永年にわたり危険性の高い業務に精励したことに対し、瑞宝双光章を受章されました。

瑞宝単光章　警察功労　元大阪府警部補
辻　靖雄さん（寺口）

　元大阪府警部補として、永年にわたり危険性の高い業務に精励したことに対し、瑞宝単光章を受章されました。

厚生労働大臣表彰

厚生労働大臣特別表彰　元民生委員・児童委員
神谷哲雄さん（薑）

　元民生委員・児童委員（主任児童委員）として、永年にわたり、地域住民のよき相談相手として、さらに困っている人たちの頼もしい支援者として誰からも親しまれる優しい人柄で活躍されました。

クロマシャインの公用車を寄贈
東洋アルミニウム株式会社

　5 月 29 日、市内に工場のある東洋アルミニウム株式会社様から市制 10 周年を記念して公用車が寄贈されました。
　この公用車には、光の干渉を利用し見る角度によってある色が強調されるという同社のアルミ顔料「クロマシャイン」の塗装が施されており、市民の皆さまにも一度ご覧いただければと思います。
　今回の公用車寄贈にご尽力いただきました関係者の皆さま、ありがとうございました。

　5 月 18 日、市内一斉清掃が実施されました。当日は早朝から区長様はじめ、市民の皆さまのご協力のもと、道路や水路、公園などの草引きや土砂あげをしていただきありがとうございました。皆さまのおかげで市内が大変きれいになりました。
　また、市内一斉清掃に際し、葛城市建設業協会および市内協力業者から希望された地区にダンプ等の車両の提供をボランティアにて行っていただき、市内の美化にご協力くださっています。　▶**環境課**

相撲体験入門

　相撲館では、相撲発祥の地にちなんで、夏休み期間中、実際の土俵を使って相撲の楽しさを子どもたちに伝え、相撲に親しんでもらうために『相撲体験入門』を開催します。
とき　8 月 21 日㈭～ 25 日㈪　15：30 ～ 17：00
ところ　相撲館「けはや座」
対象　期間内に 3 日以上参加できる小学生以下
募集人数　20 名（定員になり次第締切）
参加費　無料　※保険代は実費負担
問　相撲館【☎ 0745（48）4611】

相撲館こども一日館長募集

とき　8 月 7 日㈭　13：30 ～ 15：00
ところ　相撲館「けはや座」
対象　市内在住の小学生
募集人数　若干名
仕事内容　○案内業務　○「甚句の日」体験
申込み　「一日館長希望」と書き、①名前②住所③学年④電話番号⑤ FAX 番号⑥一日館長になってやりたいことを記入してお申込みください。
応募方法　往復はがき・FAX・直接持参のいずれか
募集締切　7 月 28 日㈪必着
問　相撲館【☎ 0745（48）4611】

スポーツセンタープールオープン

　新庄スポーツセンタープールと當麻スポーツセンタープールが下記の期間オープンします。
　水の事故に気をつけて、ご利用ください。
期間
　7 月 19 日㈯～ 8 月 31 日㈰
営業時間
　午前の部　9：00 ～ 12：00
　午後の部　13：00 ～ 17：00
料金
　市内の方　無料
　市外の方　午前　子ども 100 円　大人 200 円
　　　　　　午後　子ども 200 円　大人 300 円
　※午前・午後それぞれ料金が必要です。
休業日
　毎週火曜日／第 2・第 4 水曜日
◆なお、新庄スポーツセンタープールは、8 月 9 日㈯・10 日㈰の 2 日間、21 時までナイター営業を実施します。
問　**体育振興課**

地域で運動して仲間づくり！

介護サポーター教室受講後、身近な場所で運動を継続されている 10 グループをシリーズで紹介します。
▶**長寿福祉課**

イトーピア楽友会健康体操リーダー
久保田　紀春さん

　私たちの住む兵家イトーピア地区は、坂道や階段も多く集会所に来られるまでには様々な生活バリアがあります。自分の家から外出するにはまず急な階段を下りていかなくてはならない方もおられ、暑いときでも教室終了後坂道や階段を昇って帰宅される後ろ姿を見て、「自分たちも頑張らなくては」と逆に元気をいただいています。また、そんな人生の先輩方から“元気で長生きする秘訣”を生の声として聞かせていただき参考にさせていただいていることも多くあります。
　教室の内容は、みんなが参加しやすい運動や静的ストレッチ・身体を使い脳を活性化する運動などを行っていますが、もし間違っても笑って行えるような雰囲気作りを心がけています。また「あと 10 年ここに来ます」「100 歳になるまで来ます」などコミュニケーションの中から個々に目標を設けていただき、体操終了後の健康相談や茶話会でその目標を皆さんと共有しながら交流を図っています。
　リーダーの皆さんは、それぞれ多彩な人生経験の持ち主であり、その経験を生かして活躍していただいています。例えば、健康相談をしていただいている元看護師さんは、ひとりの参加者が、何となく普段と違う様子に気づき、その日の夕方自宅を訪問され、病院に行くようお勧めいただいたことで、早期に病気を発見し重症化を予防できたこともありました。その他、閉じこもり傾向の方や日程を忘れがちな方には、教室当日に連絡をしていただいたり、足裏体操の講師をしていただくなど皆が協力し合って行っています。
　教室を通じて感じることは、地域の皆さんそれぞれの方々と知り合い、交流が深まることで自然と地域での見守り体制が形成されているのではないかということです。そして、教室に参加されている方は家の中にいる方と比べてお元気だと感じていることから「外へ出て誰かと接することの大切さ」を実感しています。
　今後も多くの方が参加されることを希望しています。

平成 26 年度
後期高齢者医療制度の保険料率が変わりました

問 奈良県後期高齢者医療広域連合【☎ 0744（29）8430】

▶保険課

1 人あたりの保険料		均等割額		所得割額
変更前 （限度額 55 万円） 変更後 （限度額 57 万円）	＝	変更前 4 万 4200 円 変更後 4 万 4700 円	＋	変更前 基礎控除（33 万円）後の総所得金額等× 8.1% 変更後 基礎控除（33 万円）後の総所得金額等× 8.57%

均等割額の軽減

右表に該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。

★平成 26 年度から軽減の基準が拡大され、より多くの方が軽減を受けることができるようになりました。

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等
9 割	33 万円を超えない世帯かつ被保険者全員が年金収入 80 万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）
8.5 割	33 万円を超えない世帯
5 割	【33 万円＋ 24.5 万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯
2 割	【33 万円＋ 45 万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯

所得割の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除（33 万円）後の総所得金額等が 58 万円以下の被保険者は、所得割額が 5 割軽減されます。

社会保険等の被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療制度へ加入する前日に被用者保険の被扶養者であった方は、均等割額が 9 割軽減され、所得割額は課されません。

後期高齢者医療制度からのお知らせ

後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療被保険者証（以下、保険証）は、毎年 8 月 1 日に更新となります。そのため、現在お持ちの保険証の有効期限は平成 26 年 7 月 31 日です。平成 26 年 8 月 1 日から使用する保険証は、7 月下旬に簡易書留郵便で送付します。現在お使いの保険証（有効期限が平成 26 年 7 月 31 日のもの）は、有効期限を過ぎた後、ご自身で破棄するか、保険課に返却してください。

なお、所得や世帯構成の変更により、保険証に記載している「一部負担金の割合」が変わる場合があります。8 月 1 日以降に医療機関を受診する場合は、必ず新しい保険証を提示してください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証）

認定証とは、医療費の支払いや入院時の食事代を軽減するためのものです。住民票上の世帯員すべてが住民税非課税である被保険者の方を対象に、申請により交付します。

認定証は、毎年 8 月 1 日に更新となります。なお、一度申請をされますと、次の要件①②すべてに該当する方については新しい認定証を 7 月下旬に送付しますので、更新の申請は不要です。

①平成 25 年 8 月 1 日以降、葛城市で認定証の交付を受けている

②平成 26 年 8 月 1 日以降も引き続き住民票上の世帯員すべてが住民税非課税である

平成 26 年度国民健康保険税
～ 7 月中旬頃に納税通知書を送付します～

▶保険課

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
納期限	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	H27/2/2	H27/3/2
納付月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月

国民健康保険税（普通徴収）の納付月は 7 月から翌年 2 月までの 8 回です

納税通知書は 7 月中旬頃に送付します。口座振替納税をご利用の方は上記納期限に指定の口座から振替します。

※納期限は、基本的に月末（12 月のみ 25 日）ですが、土日祝など金融機関休業日の場合、翌営業日が納期限となります。そのため、同月内に納期限が 2 回となる場合がありますが、重複ではありません。

※年度途中で 75 歳の誕生日を迎える方の国民健康保険税額は、誕生日の前月分までの税額です。

軽減基準所得と限度額が改正されました

①均等割額と平等割額の 5 割軽減、2 割軽減の対象を拡大

所得が一定の基準以下になると、保険税が減額されます。平成 26 年度から、軽減基準所得を引き上げることにより、これまでより多くの世帯が軽減を受けることができるようになりました。

※ 7 割軽減の基準は変更ありません。

②課税限度額の引き上げ（77 万円→ 81 万円）

後期高齢者医療支援金分と介護分をそれぞれ 2 万円ずつ、合計 4 万円の引き上げとなりました。

保険課からのお知らせ

平成 25 年中の所得申告はお済みですか？

平成 25 年中に所得がなかった方でも国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定に必要ですので、必ず所得の申告をしてください。

○国民健康保険税と後期高齢者医療保険料（以下、保険税等）の特別徴収（年金からの天引き）は、口座振替へ変更できます

保険税等に未納がない方は、申出により特別徴収から口座振替による納付方法へ変更することができます。（お支払いいただく保険税等の総額は変わりません。）

新規に口座振替を申し込む場合は、先に金融機関へ申込み後、口座振替依頼書（本人控）、認め印をお持ちになり保険課窓口で申請手続きをしてください。

○保険税等の納付方法をご確認ください

平成 26 年度の保険税等の通知を 7 月中旬頃に送付しますので、納付方法をご確認ください。昨年度と変わっていたり、年度の途中から納付方法が変わったりする場合があります。

国民健康保険からのお知らせ

高齢受給者証は、7 月中旬に対象の方へ送付します

現在お使いの高齢受給者証の有効期限は、平成 26 年 7 月 31 日となっています。

高齢受給者証の負担割合は前年の所得等により判定するため、毎年 8 月に更新されます。これにより、新しい高齢受給者証を 7 月中旬に対象の方へ、普通郵便にて送付します。

8 月以降に医療機関へ受診するときは、新しい高齢受給者証を提示し、有効期限が経過した高齢受給者証はご自身で破棄するか、保険課に返却してください。

国民健康保険限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証）

医療機関に認定証を提示することにより、窓口での支払額（保険適用分）が高額療養費の自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の方は入院時の食事代についても減額されます。

認定証の交付には、毎年申請が必要です

現在交付を受けている方の認定証の有効期限は、平成 26 年 7 月 31 日です。引き続き認定証が必要な方や新規で交付申請される場合は、8 月以降に国民健康保険被保険者証・認め印をお持ちになり保険課で手続きをしてください。なお、認定証の発効期日は申請月の初日です。ただし、保険税を滞納していると交付されない場合があります。

国民年金保険料の免除・納付猶予の申請はお早めに！

平成26年度の免除等の申請は7月から受付開始

▶市民窓口課

国民年金には、経済的な理由等で保険料（平成26年度の保険料:15,250円）を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が免除（猶予）される制度があります。

保険料免除申請は、保険料の全額が免除される**『全額免除』**、保険料の一部を納め、残りの保険料が免除される**『一部納付（1/4納付、半額納付、3/4納付）』**があります。

また、30歳未満の方には**『納付猶予（若年者納付猶予制度）』**が、学生の方には**『学生納付特例制度』**があります。

前年度に全額免除・納付猶予が承認され、継続申請の申出をしている方は、引き続き全額免除・納付猶予に該当するか、審査を行いますので申請は不要です。前年以前からの継続申請により、今年度の審査で却下となった方で、その他の免除区分（一部納付等）で承認を受けたい場合や失業等による特例免除を希望する場合は、改めて申請が必要です。

※免除・猶予申請（継続申請も含む）には、前年所得の審査があります。所得の申告をしていない方は、忘れずに申告してください。

申請して承認されるとその期間は？

	全額免除	1/4納付	半額納付	3/4納付	納付猶予	保険料未納
○年金を受ける資格期間には	算入されます					算入されません
○保険料を納めた場合と比べた年金額	1/2で計算	5/8で計算	3/4で計算	7/8で計算	計算されません	
○障害・遺族基礎年金を受けるとき	保険料納付済み期間と同じ扱いです					受給できない場合あり
○後から保険料を納付（追納）する場合	10年以内なら納めることができます					2年以内

※一部納付の承認は、一部納付保険料を納付していることが必要です。
※免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
※保険料を追納する場合は、納付書が必要ですので大和高田年金事務所にお申し込みください。

承認期間は？

7月から翌年の6月までです。

審査結果（承認・却下）は？

後日郵送でお知らせします。

申請先は？

市民窓口課または大和高田年金事務所
【☎0745（22）3531】まで
※年金手帳・印鑑等をご持参ください。

全額免除・納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き全額免除・納付猶予の申請を希望する場合は、申請年月日記入欄の上の『★（はい・いいえ）』の"はい"を○で囲んでください。翌年度から申請書の提出が不要となります。

ただし、失業等を理由とする特例免除（離職票等を添付して申請した方）または震災等による被害を受けたことを理由とした全額免除・納付猶予または一部納付の場合は、毎年申請が必要となります。

※過去に未納となっている期間がある方は、2年前まで遡及して申請ができます。平成26年度の申請と同時に申請を希望する場合は、窓口でお尋ねください。

児童扶養手当制度のお知らせ

ひとり親家庭等のために

▶子育て福祉課

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に役立て、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当額（月額）

〔平成26年4月改正〕

児童1人の場合	
全部支給	41,020円
一部支給	9,680円～41,010円
児童2人以上の加算額	
2人目	5,000円
3人目以降	1人につき3,000円

※個々の手当額は、児童の人数や受給資格者等の所得等により決定します。

☆ただし、前年の所得が制限額を超過した年度は、一部支給停止または全部支給停止となります。

手当の支給要件

次の①～⑨のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童）の面倒をみている母または面倒をみていて生計を同じくする父、養育者に支給します。

①父母が婚姻を解消した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が一定程度の障害の状態にある児童
④父または母の生死が明らかでない児童
⑤父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
⑥父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
⑦父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
⑧婚姻によらないで生まれた児童
⑨その他（父母ともに不明である児童など）

資格喪失の要件

受給資格者または対象児童が支給要件に該当しなくなった場合は、ただちに資格喪失届を提出してください。

例：
○婚姻（事実婚を含む）したとき
○老齢年金や障害年金、遺族年金、遺族補償などを受けることができるようになったとき
○児童が児童福祉施設や社会福祉施設に入所したとき
など

申請手続きに必要なもの

※必要書類がすべて整わないと受付できません。
○申請者と該当する児童の戸籍謄本
○申請者の普通預金通帳
○印鑑
○その他（必要に応じて提出していただく書類があります）

手当の支給月

手当は認定されると、請求日の属する月の翌月分から支給されます。支払いは定時払いとして年3回（8月期、12月期、4月期）請求者の指定した金融機関の口座へ振り込まれます。

支払期	支払日	支払対象月
8月期	8月11日	4～7月分
12月期	12月11日	8～11月分
4月期	4月11日	12～3月分

※支払日が土・日・祝日にあたるときは、その直前の金融機関営業日となります。

児童手当現況届の提出はお済みですか？

児童手当を受給している方は、受給者の前年の所得状況と6月1日現在の養育状況など、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するため、**毎年6月中**に『児童手当現況届』を子育て福祉課に提出していただいています。**まだ提出していない方は、早急に提出してください。**

※現況届の提出がない場合、受給資格があっても手当を受けることができなくなります。必ず提出してください。

▶子育て福祉課

生ごみの減量化は、生ごみ処理機で！

家庭用生ごみ処理機の購入費用が補助されます

▶環境課

ごみ置き場が動物に荒らされる！

溜まった生ごみのムシが心配！

生ごみのニオイが部屋から抜けない！

生ごみの日まで置き場に困っている！

一般ごみの年間排出量の約３割以上を生ごみが占めているとも言われており、生ごみ減量化に対して、家庭用電気生ごみ処理機などを用いた一般家庭での取組などが、大変重要になってきています。

生ごみを少しでも減量することがダイオキシンの低下につながり、また、有効利用することによって堆肥(たいひ)などの資源にもなります。

そこで、葛城市では、家庭用生ごみ処理機の購入の補助金交付を実施しています。

交付対象者

市内に住所を有している方で、購入した処理機を設置し、適正に維持管理ができ、処理機により堆肥化されたものを、適正に管理することができる方

補助金の額

購入価格（消費税込み）の 1/2 に相当する額
ただし限度額は 30,000 円

申請方法

補助金の申請には、申請書に領収書を添えて市役所の環境課へ提出してください。申請書は、環境課の窓口で配布しています。

市長と語る大字懇談会

まちづくりや葛城市の将来展望など、大字ごとに市長が皆さまに直接お会いし、親しく意見交換するため懇談会を開催します。

開催日時が確定している大字は次のとおりです。開催時間は１時間 30 分程度を予定しています。ぜひご参加ください。

なお、その他の大字は、開催日時が確定しましたら広報誌、市ホームページでご案内します。

また、開催日時が都合により変更になる場合は、市ホームページでご案内します。

★懇談会当日は、４月に配布した「葛城市地域防災マップ」をご持参ください。

▶企画政策課

とき	ところ
７月４日㈮ 19：30	今在家（今在家公民館）
７月５日㈯ 19：00	寺口（寺口ふれあい集会所）
７月 11 日㈮ 19：30	中戸（中戸公民館）
７月 12 日㈯ 13：30	疋田（疋田公民館）
７月 12 日㈯ 19：30	忍海（忍海集会所）
７月 18 日㈮ 19：30	新村（新村公民館）
７月 19 日㈯ 19：30	西辻（西辻コミュニティセンター）
７月 25 日㈮ 19：30	林堂（林堂公民館）
７月 26 日㈯ 10：00	南今市（南今市公民館）
７月 26 日㈯ 13：30	太田（太田集落センター）
７月 26 日㈯ 19：30	兵家（兵家公民館）
７月 27 日㈰ 19：30	當麻（當麻地区公民館）
８月１日㈮ 19：30	勝根（勝根公民館）
８月２日㈯ 19：30	竹内（竹内集落センター）
８月３日㈰ 19：30	薑（薑コミュニティセンター）

新庄小学校をコミュニティ・スクールに指定

この度、葛城市教育委員会は新庄小学校を「コミュニティ・スクール」に指定しました。

コミュニティ・スクールには、「学校運営協議会」が設置されます。学校運営協議会委員として教育委員会から任命された保護者や地域の方などが、学校長が提案する学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について熟議したりして、学校教育の一層の充実に向け活動します。

また、これらの取組を通して、学校と地域の人々が子育て・教育への思いを共有し、一体となって地域の子どもたちの豊かな成長を支えるとともに、大人同士や地域の絆、つながりを深めながら、学校力、地域の教育力の向上を目指します。

平成 26 年４月現在、全国では小学校 1,240 校、中学校 565 校がコミュニティ・スクールの指定を受けています。

学校運営協議会委員の方々からは、「会議だけに終わることなく、積極的に学校を出て校区を巡り、保護者や地域の皆さんのお声に耳を傾けよう」「自らも様々な活動に参加して爽やかな汗をかこう」などの力強いお言葉をいただいております。

この取組をモデルとして、コミュニティ・スクールを今後拡大する予定です。

▶学校教育課

７・８月は、「青少年の非行・被害防止強調月間」です

次代を担う青少年が、豊かな個性と能力を培い、非行に陥ることなく、心身ともに健やかに成長することは、社会全体の願いです。

しかしながら、犯罪少年の人口比における増加や、インターネット・携帯電話・図書類から有害な情報が氾濫するなど青少年を取り巻く社会環境は憂慮すべきものがあります。

国では７月を、奈良県では、児童・生徒の夏休みにあわせ、毎年７・８月を「青少年の非行・被害防止強調月間」に定め、青少年の非行防止と保護の徹底や意識の高揚を図っております。

本市においても、「社会を明るくする運動」の啓発活動とも協調を図る中で、非行・被害防止活動を展開していきます。

子どもの非行を防ぐには、非行を早く発見して適切な措置をとることが大切です。非行に走らないように、また、被害にあわないように、みんなで温かく見守っていくことも必要です。

育てよう　地域の子、目をかけ、声かけ、心かけ

▶葛城市教育委員会・青少年健全育成協議会

木造住宅の耐震診断費用を助成します

災害に備えてまずは診断！

▶生活安全課

平成7年の阪神・淡路大震災における犠牲者の9割近くが住宅の倒壊による圧死・窒息死によるものでした。地震から家族と財産を守るには、強いわが家にすることが不可欠で、その第一歩が、わが家の健康診断ともいえる「耐震診断」です。

葛城市では、「耐震診断」にかかる費用を全額助成する事業を行っています。

ぜひ、この機会に「耐震診断」を受けてみませんか。

助成対象住宅

次のすべてを満たす住宅

○市内にある木造住宅（一戸建ての住宅、長屋および共同住宅）のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたもの
○延べ床面積がおおむね250㎡以下のもの
○階数が2以下のもの（地階を除く）

申請方法

耐震診断を受ける前に、既存木造住宅耐震診断事業助成申請書に必要書類を添えて申請してください。

必要書類

○建物の写真
○位置図
○建築年の確認できるもの

診断方法

診断は市と契約した耐震診断員によって目視で行われます。機械精密検査ではありません。

申請受付

7月1日㈫～11月28日㈮（土・日・祝日を除く）
生活安全課（新庄庁舎）
※定員になり次第終了

夏の事故を防ごう！

花火の事故に注意！

これから本格的な夏を迎え、家族そろって花火を楽しむ季節がやってきました。ところが、毎年夏になると必ずと言っていいほど花火による事故が起こっています。

楽しい花火をする時は、必ず次のことに注意しましょう。

①子どもたちだけで遊ばせないようにしましょう
②燃えやすい物の近くでしないようにしましょう
③花火をほぐしたり、何本もまとめて点火しないようにしましょう
④必ず水の入ったバケツを準備しましょう
⑤風の強い時はやめましょう
⑥取扱説明書を必ず読んでから遊びましょう

水の事故に注意！

暑さとともに、海やプール、川で遊ぶ機会が多くなり、それに伴って水の事故が心配な季節です。水の事故による犠牲者を出さないため、次のことに注意しましょう。

①子どもたちだけで、川や池で遊ばせないようにしましょう
②危険な川や池に近よらないようにしましょう
③急激な増水に注意しましょう

▶葛城消防署への問い合わせは、
一般【☎0745（69）7171】
火災案内【☎0745（69）9988】

☎119 ～火災・救急・救助の統計～

	平成26年5月	平成26年累計
火災	5件	10件
救急	117件	578件
救助	1件	10件

住宅用火災警報器を設置しましょう！

木造住宅の耐震改修工事費用の一部を補助します

安心の住まいのために耐震改修

▶生活安全課

住宅の耐震化を促進し、災害に強い安全・安心なまちづくりを進め、市民の生命および財産の保護を図ることを目的に、木造住宅の耐震改修に要した費用の一部を補助します。

補助対象住宅

①昭和56年5月31日以前に着工した、市内に存する木造の一戸建住宅または併用住宅（店舗等用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）
②耐震診断の結果、構造評点が1.0未満の住宅

補助対象者

耐震改修工事を行う補助対象住宅の所有者等で、市税等を滞納していない方

耐震改修工事

耐震改修前の構造評点1.0未満のものを改修工事後の構造評点1.0以上の数値となる改修工事

補助金

耐震改修工事費	補助金額
50万円以上 200万円以下	20万円
200万円超 300万円以下	左記の額に0.1を乗じた額（※）
300万円超	30万円

※千円未満の端数は切り捨て

申請方法

既存木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書に必要書類を添えて申請してください。

必要書類

○耐震改修工事見積書および内訳書
○補助対象住宅の付近見取図および写真
○現況配置図、平面図
○着工日を証明する書類（建築確認通知書等）
○住宅の所有者等が確認できる書類
○耐震診断の結果の写し
○耐震補強設計図書
○耐震改修工事工程表など

ご注意ください！

※耐震改修の工事に係る契約を締結する前に、必ず補助金交付申請の手続きを行ってください。補助金の交付決定以前に工事を着手した場合には、補助金を交付できません。

申請受付

7月1日㈫～9月30日㈫（土・日・祝日を除く）
生活安全課（新庄庁舎）
※予算の上限に達し次第終了

フィリピン台風被害救援金活動ご協力ありがとうございました

葛城市では、2013年フィリピン台風の被災者を救援するための救援金活動を続けてきました。皆さまからお預かりした救援金は、計297,399円になりました。

フィリピン台風被害救援金活動にご協力いただき、ありがとうございました。

食中毒にご用心！～あなたの家庭は大丈夫？～

食中毒菌はあなたの身の回りのあらゆるところに潜んでいます！

冬場に多いノロウイルスによる食中毒も最近では初夏にかけても発症が報告されています。

食中毒のほとんどは細菌やウイルスのついた食品や飲み水で起こりますが、細菌が最も繁殖する気温 30 ～ 40℃、湿度 70% 以上の梅雨時期から初秋は特に注意が必要です！

抵抗力の弱い幼児や高齢者は感染しやすく家庭での注意が大切です。

食中毒予防の 3 原則

ポイント 1　菌をつけない

- ○手洗いはこまめに
  （肉・魚・卵調理、動物をさわったとき、トイレ、おむつ交換、鼻をかんだ後など）
- ○まな板、包丁は除菌消毒（肉用、魚用、野菜用があるとなお良い）
- ○スポンジやたわしは熱湯をかけ乾燥させる

ポイント 2　菌を増やさない（食品は賢く保存）

- ○生ものの作り置きは厳禁（必要な分だけ購入し冷蔵庫に）
- ○冷蔵庫内は 10℃（生食用は 4℃）以下、冷凍庫内は－ 15℃以下に
- ○冷蔵庫の詰め過ぎに注意（冷蔵庫内は 7 割程度に）

ポイント 3　菌をやっつける（キッチンから菌を消す）

- ○台所用具は漂白剤や熱湯で消毒し、日光に当て乾燥させる
- ○食品の中心部までしっかり加熱する（電子レンジでの加熱は時々かきまぜる）

献血
ご協力お願いします
8 月 6 日㈭
新庄庁舎前
10：00 ～ 16：00

乳幼児各種健診・予防接種等の実施日程表（7 月 10 日～ 8 月 9 日）

事業名	対象	とき	受付時間	ところ
ペアレンツクラブ 安産ごはん編	妊婦とその夫	7 月 19 日㈯	予約制	新庄健康福祉センター
予防接種・乳幼児健診 問診票等交付会	平成 26 年 5 月生まれ	7 月 10 日㈭	9：45 ～ 10：00	
	平成 26 年 6 月生まれ	8 月 8 日㈮		
4 か月児健康診査	平成 26 年 2 月生まれ	7 月 17 日㈭	13：30 ～ 14：45	
	平成 26 年 3 月生まれ	8 月 7 日㈭		
7 か月児教室	平成 25 年 11 月生まれ	7 月 29 日㈫	9：45 ～ 10：00	
10 か月児健康診査	平成 25 年 8 月生まれ	7 月 24 日㈭	13：30 ～ 14：45	
1 歳 6 か月児健康診査	平成 24 年 11 月 23 日～ 平成 24 年 12 月 31 日生	7 月 25 日㈮	13：30 ～ 14：45	
2 歳 6 か月児 歯科健康診査	平成 23 年 11 月 21 日～ 平成 23 年 12 月 27 日生	7 月 16 日㈬	予約制	
3 歳 6 か月児健康診査	平成 22 年 11 月 28 日～ 平成 23 年 1 月 11 日生	7 月 28 日㈪	13：30 ～ 14：45	
乳幼児健康相談	小学校入学前の乳幼児	7 月 22 日㈫ 7 月 23 日㈬	10：00 ～ 11：00	
成人健康相談	市内在住の方	7 月 30 日㈬	10：00 ～ 11：00	

※年間の予定は、健康カレンダーでご確認ください。

まちの ニュース / 市政 ニュース / イベント 募集 / 地域安全 ニュース / 子育て 健康 / 文化 教養 / 情報 相談

子育て支援センターに おいでよ

乳幼児と中学生とのふれあい交流

7 月 23 日～ 8 月 21 日のつどいの広場に中学生が、夏休みを利用して遊びに来てくれます。

昨今少子化の影響で、小さい子とかかわったことがなく親になった人もたくさんいます。少しでも地域の小さい子とかかわる経験がたくさんできるようにとの思いから中学生とのふれあい交流が始まりました。

そしてこの交流会は、中学生が乳幼児とふれあいながら命の尊さや乳幼児への愛情を持つことで、小さい子どもを抱っこしたり遊んだりすることが楽しいと思えるような体験をすることを目的としています。また、縦のつながりもうまれるきっかけにもなると思います。

同じ地域に住むお兄さんやお姉さんと一緒に遊んでみませんか。

お楽しみ土曜日・夏祭り

親子や友達と一緒に夏祭りに参加し、楽しいひと時を楽しみましょう！！

と　き　7 月 12 日㈯　10：00 ～ 12：00
ところ　當麻スポーツセンター
対　象　市内在住の 1 歳～小学 6 年生の子ども
内　容　あてもの・おやつつりなど、7 つのお店と作って遊ぶコーナーもあります。
参加費　1 人 200 円（当日徴収）
持ち物　品物（景品等）を入れる袋
※景品等がなくなり次第終了。

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

■つどいの広場　■わんぱくルーム
■キンダーランド　■ひよこルーム

こあらルーム…7 月 7 日㈪
らっこルーム…7 月 28 日㈪

※**わんぱくルームは、**
7 月 10 日新庄地区・7 月 11 日當麻地区です。
ひよこルームは、
7 月 14 日當麻地区・7 月 25 日新庄地区です。

※つどいの広場ではお話を楽しむ日と童謡を楽しむ日があります。どこの施設に参加してもらっても構いません。

お話を楽しむ日　10：30 ～
○ 7 月 9 日㈬　磐城児童館
○ 7 月 9 日㈬　子育て支援センター

童謡を楽しむ日　10：00 ～
○ 7 月 7 日㈪　當麻児童館

葛城っ子スペシャルショット

何でもがんばる忍海っ子！

忍海小学校

今年の生活目標は、「きらめく笑顔をかがやかせ　元気なあいさつ　読書にそうじ　何でもがんばる忍海っ子」に決まりました。

生活目標は毎年、子どもたちが考えて決めます。まず各学級で話し合い、その結果を児童会に提案します。児童会では各学級からの提案を話し合い、学校としての一つの目標に作り上げます。自ら考え決めた目標だけに、子どもたちは大切にします。今年も素敵な目標ができました。この目標を合い言葉に、「心ほかほか　瞳きらきら　元気もりもり」（学校教育目標）に迫ってくれることでしょう。

もう一つ、運動大好き忍海っ子を紹介します。

一年間を通して、「外遊び、みんなでチャレンジ」の時間を活用して、楽しみながら体力をつけていきます。2 学期は運動会、12 月は「業間かけ足」「持久走大会」、3 学期は仕上げの「みんなでジャンプ」です。各学級それぞれ目標を立て、大縄跳びをします。跳んだ回数を楽しむ学級、目標達成に汗を流す学級、楽しみ方は様々です。

こんな素敵な忍海っ子たち。今年もきっと「何でもがんばる忍海っ子」として、心も体もますます大きく成長していくことでしょう。

【クイズラリーに挑戦】

本や図書館に関するクイズに挑戦しよう！

とき　7月19日(土)～8月31日(日)

ところ　新庄・當麻図書館　**対象**　子ども

【風蘭忌（ふうらんき）によせて－前川佐重郎氏を囲んで－】

前川佐美雄の命日“風蘭忌（ふうらんき）”に前川佐重郎氏を囲み、DVD上映も行います。

とき　7月14日(月)　14：00～

ところ　新庄図書館　ふれあいルーム

講師　前川佐重郎さん　**定員**　30名（参加無料）

申込み・問　新庄図書館

【木とあそぼう！木工工作】

木切れを組み合わせて自由につくりましょう！

対象　子ども（小学生未満は保護者同伴）

とき・ところ

8月2日(土)　當麻図書館　2階研修室

8月3日(日)　新庄図書館　ふれあいルーム

時間はどちらも13：30～

参加費　200円（ボンド代）※ボンド持参も可

募集人数　各日とも30名（先着順）

申込み・問　新庄・當麻図書館

【新庄図書館・新庄文化会館の臨時休館】

7月20日(日)は葛城市納涼花火大会のため、新庄図書館と新庄文化会館の開館時間を昼12時までとします。皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

【おはなし会】

とき　7月20日(日)　13：30～

ところ　當麻図書館　おはなしの部屋

◇絵本：おーい　はーい　他

とき　7月26日(土)　14：00～

ところ　新庄図書館　ふれあいルーム

☆おはなし：てんまのとらやん　他

◇…小さい子向け　☆…大きい子向けプログラム

※おはなしが始まると部屋には入れません。時間に間に合うようにお越しください。

【新着図書】

【一般書】

数学×思考＝ざっくりと　－いかにして問題をとくか－　竹内　薫　新庄館

どんぐりの森から　－原発のない世界を求めて－　武藤　類子　新庄館

はじめての iPhone & iPad　NHK出版　當麻館

【児童書】

イヤムシずかん　盛口　満　當麻館

佐賀のがばいばあちゃん1－ばあちゃんとの出会い－　島田　洋七　當麻館

かみなりなんてこわくない　デイヴィッド・ウォーカー　新庄館

歴史博物館ガイド

葛城市制10周年記念【夏季企画展】

『えんま講の三十六歌仙板絵馬』

会期　7月19日(土)～8月31日(日)

今回、出品される三十六歌仙板絵馬は、柿本人麻呂や小野小町など、古くから有名な36人の歌人たちの和歌とその肖像画が、墨書や彩色により木板（30cm×25cm）に描かれたものです。板裏の墨書から宝永七年（1709年：江戸時代中期）に制作され、現在も秋祭りの夜、南今市区の「えんま講」と称される講員の方々により、区の西方にある伊邪那岐神社拝殿の板間にこの絵馬を立て並べ、奉納されています。年に1度、祭りの夜のわずか数時間だけ奉納される珍しい行事で、普段目にすることの少ないこの貴重な絵馬のすべてを、所蔵者さま方のご協力により特別に展示し、市民の皆さまにご紹介いたします。

◀三十六歌仙板絵馬より（縦30cm）
「左　三條院 女蔵人 左近
岩はしの よるのちぎりも 絶ぬべし
明くる侘しき かづらきの神」

※常設展、企画展ともに入館料は同じです。

入館料　大人200円　高校・大学生100円
小・中学生50円

開館時間　9：00～17：00（入館は16：30まで）

休館日　毎週火曜日／第2・第4水曜日

【公開講座】第4回葛城学へのいざない

『江戸時代を生きる大和武士』

今回は、武士と百姓という二つの顔を持つ、江戸時代における常識から考えると、少し不思議な存在である大和武士についての、お話をします。

とき　7月12日(土)　14：00～

ところ　歴史博物館あかねホール

講師　田中慶治（本館学芸員）

定員　150名・参加無料

申込み　電話または事前に窓口にて受付

文化会館ニュース

葛城市制10周年記念
葛城市民劇団「風塾」第18回定期公演
「中将姫物語」出演者大募集！

劇団「風塾」では、11月29日(土)・30日(日)に公演予定の「中将姫物語」の出演者を募集します。

募集要項

対象　小学3年生～一般

主な稽古場

中央公民館小ホール〔月2回（土・日）程度〕

初回稽古　7月26日(土)※必ず参加してください

締切　7月14日(月)

風塾ホームページ　http://kaze.mods.jp/

問　新庄文化会館

葛城市制10周年記念
第5回
マルベリーJ-POP限定！のど自慢大会！

入場無料

今年も、マルベリーJ-POP限定！のど自慢大会がやってきました！

今回は、審査員にはソニー・ミュージックエンタテイメントの木下史朗さんを、そしてゲストには川嶋あいさんを迎え、J-POPの祭典に花を添えてくれます。皆さん一緒に盛り上がりましょう！

とき　7月21日(月)・㊗
開場　13：00　開演　13：30～

ところ　新庄文化会館マルベリーホール

問　新庄文化会館

舞台裏方職場体験講座

とき　8月21日(木)～23日(土)　13：00～15：00

ところ　當麻文化会館

対象　小学4年生～中学3年生

舞台裏方の仕事を体験できます。8月23日には夕涼みコンサートの公開リハーサルを受講生だけで体験していただきます。（見学は自由）

受付　7月24日(木)～8月10日(日)（先着10名）

問　當麻文化会館

ホンキのブカツ

新庄・白鳳中学校の部活動を毎月1クラブずつ紹介します。
中学生たちが、仲間とともに真剣で取り組む部活への思いを届けます！

絵画部　白鳳

加古川益季 部長　倉窪宏次 顧問　部員23名

キャンバスに色と想いを重ねて

白鳳中学校絵画部は、毎年秋の文化祭に出展する油絵の制作を中心に活動しています。また、色々な学校行事のポスターを制作するのも絵画部の仕事です。「油絵は難しいイメージがあるけれど、実際はとても簡単なんです。自分が納得いくまで色を重ねて、完成に近づいていくのがすごく楽しいです」と部長の加古川さん。副部長の中村さんは、「絵が苦手な人も気軽に楽しめる部活動です！」と話します。

サッカー部　新庄

岡本拓磨 主将
津本恵史 顧問　部員 男子20名 女子1名

勝利を目指して気持ちは一つ！

「チーム一丸となって勝利をつかむ！」がモットーの新庄中学校サッカー部。昨年の県総体では一回戦敗退に終わった悔しさをバネに、今年は全員で勝利を目指します。センターバックを務める主将の岡本さんは「まずは基礎から練習を重ねていって、ゴールまでパスをつなげるようにしたいですね」と意気込みます。「初心者も経験者も、一緒に仲良くできて笑顔があふれるのが新中サッカー部の魅力です！」

Information
情報コーナー＆無料相談

相談	とき	ところ	予約	問い合わせ
人権・行政・心配ごと相談	7月10日㈭　9時～12時	新庄庁舎	不要	総務財政課・人権政策課 または社会福祉協議会 【☎0745（48）3373】 ★忍海集会所は女性の相談員
	7月17日㈭　9時～12時	忍海集会所★		
	7月24日㈭　9時～12時	當麻文化会館		
	人権に関する悩み、行政に対する相談、暮らしの中での心配ごとに、専門の相談員が応じます。			
弁護士による法律相談	7月17日㈭　13時～16時	新庄庁舎	要	企画政策課
	7月24日㈭　13時～16時	當麻文化会館		
	奈良弁護士会所属の弁護士が、法律に関する相談に応じます。（1回20分）			
中南和法律相談センター法律相談	毎週月曜日　13時～16時	五條市福祉センター	要	奈良弁護士会 【☎0742（22）2035】 ※左記以外の会場・日程もあります。 詳しくは、お問い合わせください。
	毎週火曜日　13時～16時	桜井市役所		
	毎週木曜日　13時～16時	大和高田市総合福祉会館		
	奈良弁護士会所属の弁護士が、法律に関する相談に応じます。（1回30分）			
子ども・若者サポート相談	毎週月・木・金・土（祝日除く） 10時～12時、13時～16時	當麻文化会館内	要	サポートルーム（生涯学習課） 【☎0745（48）8639（ハローサンキュー）】
	社会生活を営む上で悩みを有する方や家族に、臨床心理士による相談や支援機関の紹介を行います。			
ひとり親家庭の出張就業相談	7月11日㈮　10時～16時	當麻庁舎	要	子育て福祉課
	ひとり親家庭を対象に、就業に関する相談に応じます。			
増改築・耐震相談	7月6日㈰　9時～12時	當麻文化会館	不要	葛城市建築組合または都市計画課 藤井本正明 【☎0745（69）2753】（當麻） 藤井本　弘 【☎0745（69）2877】（新庄）
	7月26日㈯　13時～17時	中央公民館		
	8月3日㈰　9時～12時	當麻文化会館		
	増改築や耐震に備えての相談に応じます。			
消費生活相談	毎週月曜日 10時～12時 13時～16時	新庄庁舎	不要	商工観光課または 御所市役所市民課 【☎0745（62）3001】
	毎週木曜日	御所市役所		
	「架空請求」や「悪質商法」などの消費生活に関する相談に応じます。			

今月の休館・休園日

7月	1火	2水	3木	4金	5土	6日	7月	8火	9水	10木	11金	12土	13日	14月	15火	16水	17木	18金
新庄図書館	休							休	休						休			
當麻図書館	休							休	休						休			
新庄文化会館	休							休	休						休			
當麻文化会館	休							休	休						休			
歴史博物館	休							休	休						休			
相撲館	休	休						休	休						休	休		
當麻スポーツセンター	休							休	休						休			
コミュニティセンター	休							休	休						休			
中央公民館	休							休	休						休			
ふるさと公園	休	休						休	休						休	休		
葛城山麓公園							休	休						休				
いきいきセンター						休							休					
ゆうあいステーション							休							休				
市民サービスコーナー☆	休						休	休						休	休			
おたがいさまサポートハウス☆							休							休				

7月／8月	7/19土	7/20日	7/21月	7/22火	7/23水	7/24木	7/25金	7/26土	7/27日	7/28月	7/29火	7/30水	7/31木	8/1金	8/2土	8/3日	8/4月
新庄図書館		◇		休	休						休		※				
當麻図書館				休	休						休		※				
新庄文化会館		◇		休	休						休						
當麻文化会館				休	休						休						
歴史博物館				休	休						休						
相撲館				休	休						休	休					
當麻スポーツセンター				休	休						休						
コミュニティセンター				休	休						休						
中央公民館				休	休						休						
ふるさと公園				休	休						休	休					
葛城山麓公園				休	休					休							休
いきいきセンター		休	休						休							休	
ゆうあいステーション				休						休							休
市民サービスコーナー☆				休						休	休						休
おたがいさまサポートハウス☆				休						休							休

◇：午後休館　※：整理休館日　☆：寺口ふれあい集会所とゆうあいステーションの2か所
○市民サービスコーナーでは、住民票の写し・印鑑登録証明書の発行や市役所との相談連絡業務、おたがいさまサポートハウスでは、買い物支援・健康管理支援業務を行っています。

税・保険料の納期

7月は、固定資産税（第2期）、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料（第1期／普通徴収）の納付月です。

納期限は7月31日㈭です。納期内納付にご協力ください。

口座振替をご利用の方は、納期限の日が振替日です。事前に預貯金残高の確認をお願いします。また、納付書に記載されているコンビニでも納付できます。

▶収納促進課・税務課
保険課・長寿福祉課

介護保険料納入通知書の送付

65歳以上の方の平成26年度介護保険料の納入通知書は7月中旬に送付します。7月22日を過ぎてもお手元に届かない場合は**長寿福祉課**へご連絡ください。

市町村振興宝くじ発売

この宝くじの収益金は県内市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域の皆さまの福祉向上のために使われます。

発売期間　7月4日㈮～25日㈮
当せん金　サマージャンボ
1等・前後賞合わせて6億円
サマージャンボミニ6000万
1等6000万円×90本
問（公財）奈良県市町村振興協会
【☎0744（29）8256】

けはや相撲甚句会「市制10周年記念八月場所」

けはや相撲甚句会10周年と葛城市制10周年を記念して、なにわみをつくし相撲甚句会(大阪府)など各地から相撲甚句会10団体が参加し、交流会が行われます。

とき　8月3日㈰　12：00～
ところ　相撲館「けはや座」
問相撲館【☎0745（48）4611】

葛城市納涼花火大会

毎年、屋敷山公園で行われる「葛城市納涼花火大会」。打上場所と観覧場所が近く臨場感あふれるダイナミックな花火を目と耳と肌で味わえます。

とき　7月20日㈰
※雨天決行・荒天中止
花火打上時間　20：00～
花火打上場所　屋敷山公園一帯
打上数　約3,000発
主催　葛城市納涼花火大会実行委員会
後援　葛城市・葛城市観光協会
問葛城市商工会
【☎0745（69）8019】

違反広告をなくそう！

地域の環境を守るために、ボランティアで活動してくださる推進員を募集します。

活動内容　違反簡易広告物の除却
参加資格　市内在住または勤務する20歳以上、3名以上の団体
募集期間　7月1日㈫～31日㈭
除却活動に必要な道具(ヘラ、ニッパー等）は市が貸与します。
問環境課

ごみ収集日のお知らせ

7月21日㈪㈷の新庄地区の一般家庭ごみ収集は**通常通り**行います。

ごみは決められた場所に、当日朝8時までに出してね！

▶新庄クリーンセンター

かもきみの湯　無料入浴日

市内にお住まいの方を対象に無料入浴日を実施します。

対象　市内在住の方
とき　7月10日㈭
10：00～23：00
（受付は22：00まで）
ところ　御所市大字五百家333

対象者であることを確認できるもの（運転免許証、健康保険証など※コピー不可）を、受付で提示してください。

問かもきみの湯
【☎0745（66）2641】

経済センサスを実施中です

現在、経済センサス-基礎調査と商業統計調査を市内の事業所と企業を対象に実施しています。お配りしている調査票にまだ記入していない場合は、調査項目にもれなく記入いただき、調査員証を携行した調査員が受け取りに伺いますので、お渡しください。

問コールセンター
【☎0120・0701・70】
奈良県統計課【☎0742（27）8441】
または、情報推進課

広報 かつらぎ 2014 7
第118号 平成26年7月1日発行

「わたしたち、かつらぎびと」
葛城ゆかりのキラリと輝く人を紹介します

家から学校、学校から家へ。地域の子どもは地域で見守りたい。

ボランティア「北花内の会」子ども見守り隊
竹谷恭男さん
Taketani Yasuo

1948年、葛城市生まれ。2006年3月からボランティア「北花内の会」会長。少年補導員の資格も持ち、子どもの見守りとともに非行防止にも尽力する。2014年4月から新庄小学校学校運営協議会委員。北花内在住、65歳。

「気を付けて帰りやー！」集団下校の通学路、交通量の多い横断歩道や人の目の届かない死角で子どもたちを見守る、ボランティア「北花内の会」子ども見守り隊。平成18年3月の結成から今年で9年目を迎えました。

北花内の住民を中心とした約70名の会員が交代で小学生の登下校を見守り、青色防犯パトロールカーで巡回を行います。

そのきっかけは平成16年、奈良市で起きた小学生誘拐殺人事件でした。当時北花内区長を務めていた竹谷さんは、葛城市でこのような事件が起こってはならない、との強い思いから見守り隊の結成を決意。警察や地元企業などの協力を得て、結成に至りました。

結成当初は『上手くいくのか』『すぐ頓挫するんやないか』といった懸念の声もありました。それでもこの8年間、見守り隊が見守りを欠かした日は1日もありません。

「新庄小学校の約4割の児童の登下校を見守っていますが、私たちの究極の目標は、市内のすべての学校のすべての児童を校門から家に帰るまで見守ることなんです」と竹谷さんは話します。

見守りを始めた頃、不審者に女の子が声を掛けられ連れて行かれそうになる、という事案がありました。しかし、一緒にいた同級生がとっさに近くにいた見守り隊に助けを求めたため、不審者は慌てて去っていったそうです。

「現在は50代から80代の会員が交代で見守っています。今まで子育てをしていた保護者が、子どもが大きくなって余裕ができたら、今度は地域の子どもたちの登下校を見守る、というようにこの見守り隊が世代を超えていつまでも続いてほしいですね」

今年3月、小学校を卒業した子どもたちから見守り隊に温かいお礼の手紙が贈られました。

「6年間見守ってきた子どもたちが無事に卒業できて嬉しいです。子どもたちからの感謝の言葉に、この活動のやりがいを感じました」

★ボランティア「北花内の会」では、見守り隊会員と会の維持・運営にご協力いただける会社・法人・個人を随時募集しています。
お問い合わせは、
北花内コミュニティセンター内事務局
【☎0745（69）3611】
または竹谷
【☎0745（69）4305】まで

編集後記
from editors thank you for reading...

雨の日も風の日も、子どもたちの登下校を見守るボランティア「北花内の会」の皆さんを取材。会長の竹谷さんへのインタビューでは言葉の一つひとつにこの活動への熱意をひしひしと感じました▼表紙は今年初めてのプールに、暑さも忘れて大はしゃぎの園児たちです。㋵

ホンキのブカツは、白鳳中は今回が最終回で8月号では新庄中のみの紹介です。1年以上にわたったこの連載、楽しんでいただけましたでしょうか？母校の後輩の姿は、凛々しく頼もしく、これからも様々な場所でホンキの姿を見せてくれると思います。次の連載は…（考え中）㋩

人の動き　6月1日現在（前月比）

男	17,716人	（＋1人）
女	19,200人	（＋11人）
合計	36,916人	（＋12人）
世帯数	13,757戸	（＋18戸）

編集・発行　葛城市役所企画部企画政策課
〒639-2195　奈良県葛城市柿本166番地
☎0745（69）3001
ホームページ　http://www.city.katsuragi.nara.jp/
携帯端末用　http://www.city.katsuragi.nara.jp/mob/
定時放送再放送　☎0745（43）6801（録音メッセージ）